

新型コロナウイルス感染症拡大に係る取扱い 電話再診による精神療法を評価へ 特定疾患療養管理料147点(月1回)で算定可能に

4月22日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その13)」が発出されました。内容はこれまで対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに通院・在宅精神療法を算定していた患者に対し、電話や情報通信機器を用いて当該計画に基づく精神療法を行う場合は「特定疾患療養管理料 許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回算定できる、というものです。

本来、週に1回算定できる取扱いの通院・在宅精神療法と比較して、要件、点数ともに不十分な面もありますが、これまで精神科の医療機関から寄せられていた「電話で長時間対応しても電話再診しか算定できないのか」という声に一定応えたものと言えます。今後も厚労省に会員の要望を届けていきたいと考えていますので、保険医協会にぜひご意見をお寄せください。

以下、通知で示された疑義解釈を掲載いたします。

問1 対面診療において、精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、どのような取扱いとなるか。

(答) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できることとする。

通知原文については、大阪府保険医協会のホームページにリンクを掲載していますのでご確認ください。この件に関するお問い合わせは保険医協会医療活動部(TEL06-6568-7721)まで。